

議案第43号

石岡市農村高齢者センター条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市農村高齢者センター条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、農村高齢者センターの利用料金を改正するため。

石岡市農村高齢者センター条例の一部を改正する条例

石岡市農村高齢者センター条例（平成18年石岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

農村高齢者センター利用料金

（単位：円）

区分	午前	午後
	9:00～12:00	13:00～17:00
多目的ホール（大）	1,070	1,070
多目的ホール（中）	740	740
多目的ホール（小）	520	520
小会議室	520	520

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。